## 第3章 道路整備方針の検討

## 3-1 検討の前提

道路の整備方針を検討するにあたっては、現況と課題をふまえて次の事項を前提とします。

- ○公園坂通りの幅員は現況の道路査定図に基づいて検討する。
  - 北区間は概ね8mである。
- ○公園坂通りの整備イメージをふまえる。
  - ・歩行者が安心して利用できる道路とし、通過交通を排除し、車両の速度を抑制する。

また、道路整備方針の検討にあたっては、歩道を片側に集約する場合、車両の速度抑制の ためにセンターラインをひかない場合、車両の通行を現在の相互通行だけでなく一方通行とす る場合など、複数のケースを想定することとします。

## 3 - 2 手賀沼公園・久寺家線供用開始後の影響

手賀沼公園・久寺家線供用開始後の公園坂通りへの影響は次のように考えられます。

車両交通量が減少します。

- ·通過交通車両の多くは、手賀沼公園·久寺家線を通行するため、車の交通量は大きく減少 すると考えられます。
- ·手賀沼公園·久寺家線の供用開始によって、大き〈影響を受けるのは公園坂通りであり、広域交通ネットワークには大きな影響はないと思われます。

手賀沼公園・久寺家線との接続部で、公園坂通りからの右折が困難になります。

・公園坂通りと手賀沼公園・久寺家線との接続部については、現在、地域住民と協議していますが、公園坂通りからの右折が困難になることが予想されます(図3-2 参照)。公園坂通りを右折禁止や一方通行などの交通規制をした場合、この道路を生活道路とする沿道宅地に影響が出る可能性があります。

○市道 18-021 号は、手賀沼公園・久寺家線と公園坂通りを結ぶことから、車の通行が多くなることが見込まれます。また、公園坂通りの交通規制の検討と合わせて、市道 18-021 号の活用を検討する必要があります。

図 3-1 手賀沼公園・久寺家線と公園坂通りを連絡する 市道 18-021 号



以上のような手賀沼公園・久寺家線供用開始後の影響をふまえて、公園坂通りの車の通行形態のあり方を検討する必要があります。

